

平成 18 年 2 月 24 日

各 位

不動産投信発行者名
日本ビルファンド投資法人
執行役員 阿部 正文
(コード番号 8951)
問合せ先
資産運用会社
日本ビルファンドマネジメント株式会社
投資本部セネラルマネジャー 富樫 烈
(TEL. 03-3281-8810)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)は、平成 18 年 2 月 24 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

- (1) 発行新投資口数 80,000 口
- (2) 発行価額 未定
(日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 3 月 8 日(水曜日)から平成 18 年 3 月 10 日(金曜日)までの間のいずれかの日(以下「発行価格決定日」という。)に開催する役員会において決定する。)
- (3) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、新光証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社及びUBS証券会社(以下「引受人」と総称する。)に全投資口を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より本投資法人に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申込期間 平成 18 年 3 月 13 日(月曜日)から平成 18 年 3 月 15 日(水曜日)まで。なお、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 18 年 3 月 9 日(木曜日)から平成 18 年 3 月 13 日(月曜日)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 18 年 3 月 20 日(月曜日)。なお、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 18 年 3 月 16 日(木曜日)となる。
- (8) 金銭の分配の起算日 平成 18 年 1 月 1 日(日曜日)
- (9) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出人及び売出投資口数 野村證券株式会社 5,300 口
 なお、売出投資口数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に開催する役員会において決定する。
- (2) 売出価格 未定（発行価格決定日に決定する。なお、売出価格は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (3) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から 5,300 口を上限として借入れる本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」という。）の売出しを行う。
- (4) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (8) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 発行新投資口数 5,300 口
- (2) 発行価額 平成 18 年 3 月 8 日（水曜日）から平成 18 年 3 月 10 日（金曜日）までの間のいずれかの日に開催する役員会において決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 割当先及び口数 野村證券株式会社 5,300 口
- (4) 申込単位 1 口以上 1 口単位
- (5) 申込期間 平成 18 年 3 月 29 日（水曜日）
 （申込期日）
- (6) 払込期日 平成 18 年 3 月 29 日（水曜日）
- (7) 金銭の分配の起算日 平成 18 年 1 月 1 日（日曜日）
- (8) 上記（5）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打切るものとする。
- (9) 発行価額、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社（以下「主幹事会社」という。）が本投資法人の投資主から5,300口を上限として借入れる本投資証券の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）です。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、5,300口を予定しておりますが、当該売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、主幹事会社が上記本投資法人の投資主から借入れた本投資証券（以下「借入投資証券」という。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は平成18年2月24日（金）開催の本投資法人役員会において、主幹事会社を割当先とする本投資法人の投資口5,300口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」という。）を、平成18年3月29日（水）を払込期日として行うことを決議し、平成18年2月24日（金）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しています。

また、主幹事会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成18年3月22日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る投資口数を上限（以下「上限投資口数」という。）とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。主幹事会社がシンジケートカバー取引により買付けた全ての本投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限投資口数に至らない投資口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、主幹事会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る投資口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買付け、借入投資証券の返還に充当する投資口数を減じた投資口数について、主幹事会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資証券を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行投資口数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	422,700口
一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数	80,000口
一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	502,700口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	5,300口(注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口総数	508,000口(注)

（注）本第三者割当の発行新投資口数の全口数に対し主幹事会社から申込みがあり、発行が行われた場合の数字です。

3. 発行の理由（調達資金の用途）等

(1) 発行の理由（発行調達資金の用途）

今回の一般募集及び本第三者割当による手取概算額(上限 87,432,500,000 円)については、本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有する。）を取得するための資金及び借入金の返済等に充当します。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



4. 投資主への利益分配等

(1) 利益分配に関する基本方針

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益分配等を行います。

(2) 過去3計算期間の分配状況

	平成 16 年 6 月期	平成 16 年 12 月期	平成 17 年 6 月期
1口当たり分配金	15,185 円	17,291 円	16,893 円

5. その他

(1) 売先指定の有無

引受人は、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している日本ビルファンドマネジメント株式会社の株主である三井不動産株式会社に対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、1,500口を販売する予定です。

(2) 売却・追加発行等の制限

一般募集の行われる前から本投資法人の投資口を保有している投資主であり、かつ本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している日本ビルファンドマネジメント株式会社の株主である三井不動産株式会社は、平成 17 年 12 月 31 日(土)現在本投資証券を 18,235 口保有し、一般募集の対象となる本投資証券のうち 1,500 口を取得予定ですが、同社は、一般募集に関連して、主幹事会社との間で、一般募集に関する発行価格決定日から一般募集の受渡期日の 6 ヶ月後の応当日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、その保有する本投資証券の売却等(オーバーアロットメントによる売出しのために本投資証券を主幹事会社に貸し渡すこと及び上記期間内に行われることがある同様の取引の場合等を除きます。)を行わない旨合意しています。

一般募集に関連して、本投資法人は、主幹事会社との間で、一般募集に関する発行価格決定日から一般募集の受渡期日の 3 ヶ月後の応当日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資証券の追加発行等(ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口分割による新投資口発行等を除きます。)を行わない旨合意しています。

なお、上記及びのいずれの場合においても、主幹事会社は、制限期間中にその裁量で当該合意の内容の一部又は全部を解除する権利を有しています。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	発 行 額	発行後出資総額	摘 要
平成 16 年 7 月 14 日	58,838,000 千円	207,737,062 千円	公 募 増 資
平成 16 年 8 月 11 日	2,941,900 千円	210,678,962 千円	第 三 者 割 当
平成 17 年 8 月 10 日	51,491,356 千円	262,170,318 千円	公 募 増 資

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



過去3計算期間及び直前の投資口価格の推移

	平成16年12月期	平成17年6月期	平成17年12月期	平成18年6月期
始 値	784,000 円	875,000 円	1,010,000 円	997,000 円
高 値	904,000 円	1,020,000 円	1,030,000 円	1,170,000 円
安 値	762,000 円	849,000 円	889,000 円	990,000 円
終 値	874,000 円	1,000,000 円	995,000 円	1,100,000 円

(注) 平成18年6月期の投資口価格については、平成18年2月23日現在で表示しています。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。